

使用料・手数料見直し指針

受益と負担の公平性を確保するための指針

(案)

平成20年5月 策定
(令和8年 月 全部改正)

はじめに

使用料とは、地方公共団体の行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対して、その反対給付として徴収する公法的な性格を有する負担であり、道路や河川の占用料、市営住宅の使用料、公民館や体育施設の使用料などがある。

手数料とは、特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用の全部又は一部を徴収する料金であり、戸籍謄本や住民票の写しの交付に係る手数料、建築物等に関する確認申請に係る手数料などがある。

使用料・手数料の額は、一般的には地方公共団体が行政サービスの提供に要した費用を基準にして定めることになるが、具体的な料金を定める際は、当該サービスを受けた人の利益と当該サービスの公共性を考慮することになる。しかし、公共性を過度に重視して、結果として料金を低額に据え置くことは、納税者である市民の間で公平性を損なうおそれがある。

本指針は、利用者がいくら負担すべきか、税（公費）でどこまで補うべきかの統一的な考え方を明確にし、行政に対する市民の信頼を確保するほか、受益者と税（公費）の負担の適正な均衡を図ることで、行財政運営の健全性と行政サービスの水準を維持することを目的とする。

○ 地方自治法（抜粋）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

1 使用料・手数料の基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

受益者負担とは、行政が提供するサービスを特定の人が利用して利益を受ける場合に、そのサービスの提供に要する費用について、当該利益を受けた人が負担することをいう。

市が提供する様々なサービスは、そのほとんどが市民に納めていただいた税金が財源となって提供されている。しかし、特定の人が利益を受けるサービスについて、その費用の全部を税金で賄うことになれば、サービスを利用する市民、つまり受益者とそれ以外のサービスを利用しない市民との間で負担の不公平が生じることになる。

そのため、こうした不公平を生まないように、特定の人が利益を受ける行政サービスについては、受益者負担を原則とする。

(2) 受益者負担の適正化

ア 公平性の確保

受益者負担において、公平性を確保するためには、そのサービスの性質や費用に応じた適正な負担を求めることが必要である。

そのため、的確な計算方法により行政コストを把握し、サービスの性質に応じた受益者と税負担（公費負担）の適切な負担割合により、受益者の負担する料金を決定することで公平性を確保する。

イ 定期的な見直し

受益者負担の適正化には、サービスの提供に要する費用を的確に把握することが重要である。社会経済情勢の変化は、行政コストに影響を与えることが少なくなく、また、使用料・手数料は市民生活の全般にわたって深く関わっているものも多いことから、おおむね3年ごとに見直しを行い、常に市民の理解と協力が得られるように、隨時、適正化を図っていく。

ウ 経費の節減と質の高いサービスの提供

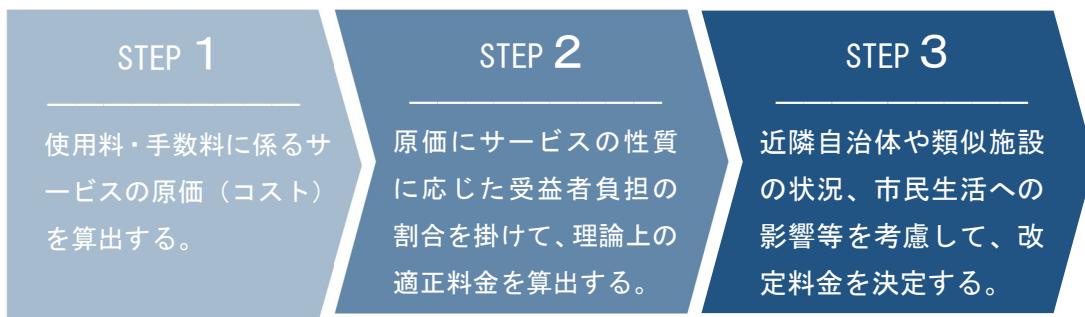
適正な受益者負担を求めるだけではなく、地方自治の基本原則である「最少の経費で最大の効果」が生まれるよう、日頃から費用対効果を意識した効率的な行政運営を実現することは当然のことである。

市職員は、常にコスト削減に努め、可能な限り受益者の負担軽減を図るとともに、創意工夫を積み重ねることで、より質の高いサービスを提供し、市民満足度の向上を目指す。

(3) 透明性の確保（算定方法の明確化）

使用料・手数料の額を決定するための統一的な算定方法を明確にすることで、行政運営の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすこととする。

なお、使用料・手数料の額は、次の3つのステップにより算定することになる。



【計算式】

$$\text{理論上の適正料金} = \text{使用料・手数料に係る原価} \times \text{受益者負担の割合}$$

(4) 本指針の適用範囲

本指針は、市が徴収する使用料・手数料に適用する。ただし、次に掲げる使用料・手数料については、適用しない。

ア 法令により算定方法や金額が定められている場合など、市独自の料金設定ができないもの

例：道路占用料、住宅使用料、行政財産目的外使用料、戸籍法・建築基準法に基づく事務に係る手数料

イ 公営企業における使用料・手数料

例：下水道使用料、検査手数料

2 使用料の算定方法

(1) 使用料原価の算定（STEP 1）

- ア 特定の市民が一定の時間、施設の全部又は一部を利用する場合（会議室、ホール等）
当該施設の1m²当たりの年間コストを年間使用可能時間で割り、1m²・1時間当たりの原価を算出し、利用面積・利用時間に応じた使用料原価を算出する。

$$\text{使用料原価} = \left(\frac{\text{1m}^2\text{当たり年間コスト}^{*1}}{\text{年間使用可能時間}} \right) \times \text{利用面積} \times \text{利用時間}$$

- イ 特定の市民が一定の時間、施設の全部又は一部を共有する場合（プール、温泉等）
当該施設の年間コストを年間目標利用者数で割り、又は年間目標利用率を掛けて、
使用料原価を算出する。

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{年間コスト}^{*1}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{年間目標利用率}$$

※1 年間コストの対象となる費用の例

性質別・支出科目等	説明
人件費	施設運営に従事する職員に要した費用
報酬	
給与	
職員手当等	これらの費用は、施設ごとに算出することが困難であるため、職員全体の平均単価を用いる。
共済費	
退職手当引当金	
物件費等	施設の維持管理やサービスに要した費用
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等
役務費	通信運搬費、手数料、広告料等
委託料	清掃・警備・保守点検等の業務委託料
使用料及び賃借料	土地、パソコン、自動車等のリース代
備品購入費	事務・施設運営に係るもの (減価償却費に該当するものを除く。)
維持補修費	施設や設備の修繕に要した費用
減価償却費	固定資産一覧表（当期減価償却額）を活用する。
その他	受益者が負担すべきと考えられる費用

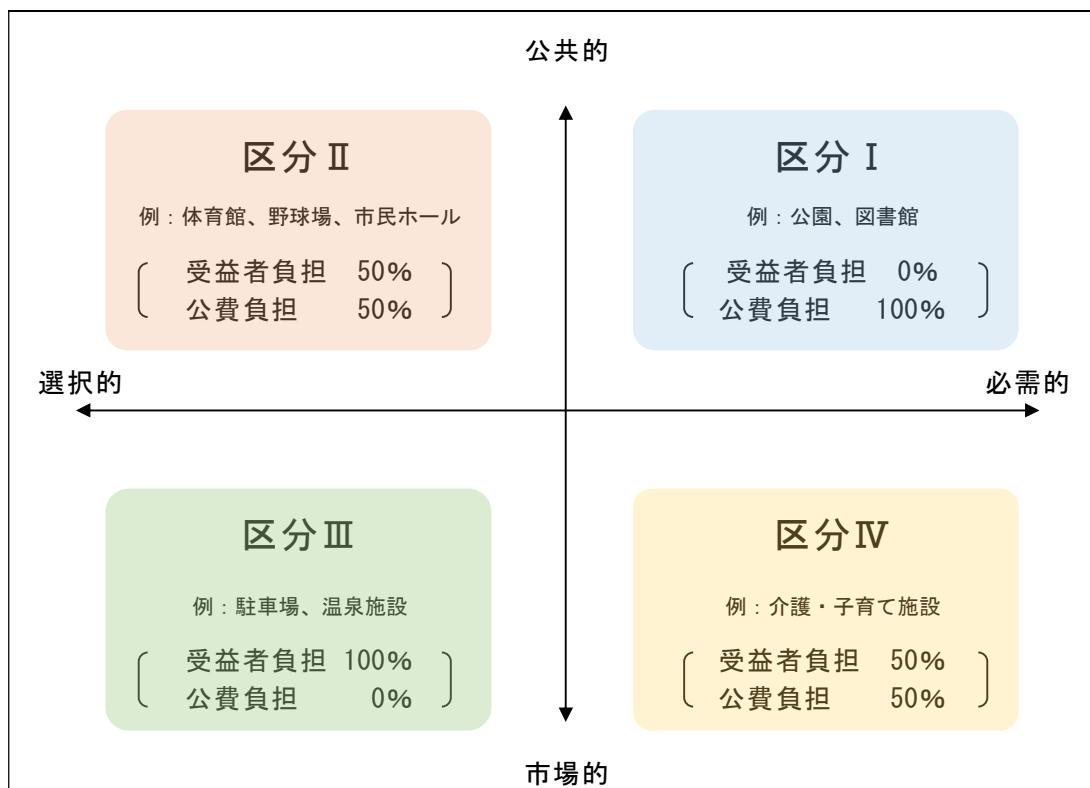
(2) 適正料金の算定 (STEP 2)

市が提供するサービスは、市民の日常生活に必要であるが、公園や図書館のように市場原理によっては提供されにくいサービスから、温泉施設やキャンプ場のように特定の市民が利用し、かつ、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっている。

このため、サービスの多様な性質を考慮せずに、使用料原価の負担を一律に求めることは、サービスの公平性の観点から好ましくない場合がある。

したがって、適正料金を算定するに当たっては、提供するサービスの公共性・市場性・必需性・選択性を勘案して、前記(1)により算出した使用料原価に受益者負担の割合を掛けることとする。

○ 受益者負担の割合



○ 負担割合の考え方

区分 I 公共的かつ必需的なサービス

公共性が高く、民間による提供が難しいサービス（専ら行政が提供し、市民が日常生活を営む上で最低限必要とするサービス）であるため、市民全体で負担することとし、受益者の負担を求めない。

区分Ⅱ 公共的かつ選択的なサービス

市民生活をより快適で潤いのあるものとするサービスであるが、民間ではありませんり提供されていないため、公共性は高いものの、人によって必要性が異なることから、受益者の負担割合を50%とする。

区分Ⅲ 市場的かつ選択的なサービス

民間でも提供されているサービスであり、特定の市民の生活を快適で潤いあるものとするサービスであるが、人によって必要性が異なることから、受益者の負担割合を100%とする。

区分Ⅳ 市場的かつ必需的なサービス

民間でも提供されているサービスであるが、行政による提供も不可欠であるため、受益者の負担割合を50%とする。

(3) 改定料金の決定 (STEP 3)

前記(2)により算出した適正料金について、近隣自治体や類似する施設の状況、市民生活への影響等を考慮するとともに、必要に応じて激変緩和措置を講じて、改定料金を決定する。

3 手数料の算定方法

(1) 手数料原価の算定（STEP 1）

当該事務にかかるコストを用いて、1件当たりの事務処理にかかる手数料原価を算出する。

$$\begin{aligned} \text{手数料原価} &= (1\text{分当たり人件費}^{\ast 2} \times \text{平均的な処理時間(分)}) \\ &+ (\text{年間物件費等}^{\ast 2} \div \text{年間処理件数}) \end{aligned}$$

※2 人件費・物件費等の対象となる費用の例

性質別・支出科目等	説明
人件費	サービス提供に直接従事する職員に要した費用
報酬	
給与	
職員手当等	これらの費用は、サービスごとに算出することが困難であるため、職員全体の平均単価を用いる。
共済費	
退職手当引当金	
物件費等	サービス提供に直接要した費用
需用費	消耗品費、印刷製本費等
委託料	証明書発行機器等に係る保守点検等の業務委託料
使用料及び賃借料	証明書発行機器等に係るリース代
減価償却費	固定資産一覧表（当期減価償却額）を活用する。 (サービス提供に直接使用する備品等が対象)
その他	受益者が負担すべきと考えられる費用

(2) 適正料金の算定（STEP 2）

手数料は、特定の人の利益のために発生した事務にかかる費用の対価とすることが基本であるため、受益者負担の割合は、原則として100%とし、前記(1)の手数料原価を用いて、理論上の適正料金を算出する。

なお、一般廃棄物処理手数料のように、市民生活に密接な必需的なサービスや日常生活を営む上で不可避的に発生する事務に係る手数料については、当該サービスの性質を考慮して受益者負担の割合を決定する。

(3) 改定料金の決定（STEP 3）

前記(2)により算出した適正料金について、近隣自治体や類似するサービスの状況、市民生活への影響等を考慮するとともに、必要に応じて激変緩和措置を講じて、改定料

金を決定する。

(4) 非来庁型行政サービスの推進

本市では、市民の利便性や事務効率を高めるため、非来庁型の行政サービス（オンライン申請・コンビニ交付）を取り入れている。

これらの行政サービスの利用を更に促進するため、当該サービスを利用する場合は、窓口において徴収する手数料よりも安価に設定することを積極的に検討する。

4 その他

(1) 激変緩和措置の適用

適正料金を算定した結果、現行の使用料・手数料を大幅に上回ることがある。この場合、利用者の負担が急激に増加するため、施設やサービスの利用率を低下させることや、市民生活へ影響を与えててしまうおそれもある。

このため、激変緩和措置として、改定料金の範囲を現行料金の1.5倍以下とする。

(2) 指定管理者制度導入施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設（利用料金制を導入していない施設を除く。）の使用料の改定については、基本協定の締結期間中であっても、指定管理者との協議により改定後の使用料を適用することが適切であると判断される場合は、使用料を改定する。ただし、基本協定の締結期間中に指定管理者との協議により、使用料の改定が困難な場合は、次回の基本協定締結時に行う。

(3) 無料としている使用料・手数料の取扱い

現在、無料としている使用料・手数料について、類似する施設やサービスが有料で行われている場合や受益者に負担を求める必要があるものについては、受益と負担の公平性の観点から見直しを積極的に検討する。

(4) 減免の取扱い

減免は、これまで高齢者や障害者への配慮、各種団体の活動支援を目的に、政策的に実施してきたが、施設間の取扱いが統一されていない場合、利用者にとって不公平が生じることになる。

そのため、受益者負担の原則からも、減免については、特例的な措置であることを再確認し、真に止むを得ないものに限定する。

(5) その他の受益者負担

- ア 受益者の負担を求める使用料・手数料以外の収入については、本指針の内容を踏まえ、各課において適切に対応する。
- イ 付帯設備については、施設ごとに検証の上、本指針に準じ、適正な額を設定する。